

令和 6 年度 教育・保育施設指導検査実施方針

1 基本方針

本市では、武蔵野市第六期長期計画の子ども・教育分野における基本施策 2「安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援」において「(2)希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上」を掲げ、この中で指導検査の強化を挙げている。これを受けて、令和 2 年 3 月に策定した「第五次子どもプラン武蔵野」において、基本施策 2「安心して産み育てられる子育て世代への総合的支援」の施策 2-2「希望する保育施設に入所できる施策等の推進と保育の質の確保・向上」における重点事業として「65 保育の質の維持・向上のための取り組み」を、その個別事業として「67 指導検査の実施」を掲げ、指導検査を強化することで保育の質の維持・向上を図っているところである。なお、令和 6 年度からの 5 年間を計画期間とする第六期長期計画・調整計画においても同様に指導検査の強化を挙げている。

また、本市では令和 2 年 4 月に待機児童数ゼロ（国基準）を達成し、以降、令和 6 年 4 月まで 5 年連続でこれを維持・継続している。引き続き希望する保育施設に入所できる施策の推進として、保育施設の整備を行っていく中で、保育の質の維持・向上は一層重要となっている。

以上のことを踏まえ、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業（家庭的保育事業等）、及び特定子ども・子育て支援施設等に対する一般指導検査については、「武蔵野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」や、関係法令等に照らして適正に運営されているか、並びに地域型保育給付費、施設型給付費（委託費）、及び施設等利用費等の請求が適正に実施されているかを確認のうえ、改善指導等を行い、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施を確保することに主眼を置いて実施する。

また、重大な法令違反や虐待等、不適切なサービス提供の疑いがある場合には、利用者の保護及び児童福祉行政への信頼の維持・確保に主眼を置いて、速やかに特別指導検査を実施する。

これらの実施にあたっては、各種法令に基づき指導検査を行う、本市の各部課、東京都（以下「都」という。）及び関係地方公共団体等と連携を図り、情報交換や合同検査の実施を通じて、より効果的・効率的な指導検査となるよう工夫する。

また、重大事故防止の観点から必要な指導、助言等の支援等を実施する武蔵野市保育事故防止支援指導員、事故防止及び保育の質の確保・向上の観点から保育に関する指導、相談及び助言を行う保育アドバイザー、及び非常勤職員として任用する公認会計士等と連携し、指導検査の充実・強化を図る。

2 一般指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組を適切に行っているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- (イ) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）の実施並びに消防計画に基づく避難訓練、救命救急訓練等の安全対策を実施しているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針等の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

イ 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- (ア) 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- (イ) アレルギー疾患を有する児童等の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 安全対策の徹底

- (ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (イ) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (ウ) プール活動・水遊び、園外保育時、送迎時、その他保育中の事故防止に配慮しているか。

(エ) 上記(ア)から(ウ)に係る事故発生時の対応等が適切に行われているか。

(カ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

(ア) 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。

(イ) 計算書類等が適正に作成されているか。

(ウ) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(エ) 施設単位での資金管理（積立資産を含む。）が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしているか。

(イ) 契約締結にあたっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

エ 適正な給付費等の請求

(ア) 地域型保育給付費、施設型給付費（委託費）、又は施設等利用費の請求が適正に行われているか。

(イ) 市加算の請求が適正に行われているか。

3 特別指導検査の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

(2) 保育内容関係

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知にのっとり適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施計画

(1) 対象施設

ア 特定教育・保育施設

- (ｱ) 認可保育所
- (ｲ) 保育所型認定こども園
- (ｳ) (新制度移行)幼稚園

イ 特定地域型保育事業

- (ｱ) 家庭的保育事業
- (ｲ) 小規模保育事業
- (ｳ) 事業所内保育事業
- (ｴ) 居宅訪問型保育事業

ウ 特定子ども・子育て支援施設等

(2) 実施形態

ア 一般指導検査

(ｱ) 実施方法

施設種別ごとに日程を定め、施設（事業所を含む。以下同じ。）又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴き、現地にて実地検査を実施する。

(ｲ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ｳ) 班編成

原則として係長級以上の職にある者を班長とし、2人以上の職員で指導検査班を編成する。ただし、施設の状況により適宜体制を再編する。なお、必要に応じ、都との合同実施とする。

(ｴ) 実施通知

A 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

「武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等指導検査実施要綱」（平成31年4月1日施行。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき通知する。

B 特定子ども・子育て支援施設等

「武蔵野市特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱」（令和3年4月1日施行。以下「特定子ども・子育て支援施設等指導検査要綱」という。）第3条の規定に基づき、要綱第8条の規定の例により通知する。

(ｵ) その他

一般指導検査の効率化を図るため、必要に応じ、「武蔵野市特

定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制指導検査実施要綱」（平成30年6月8日施行。以下「業務管理体制指導検査実施要綱」という。）第3条に規定する一般指導検査と同時に実施する。

イ 特別指導検査

(7) 実施方法

施設ごとに適宜日程を定め、施設又は当該施設を設置運営する法人等の事務所に赴いて実施する。

また、必要に応じ、施設の関係者の来庁を求め、執務室等において実施する。

(i) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ii) 班編成

原則として課長級以上の職にある者を班長とし、3人以上の職員で指導検査班を編成する。この場合において、班長を除く検査員のうち1人以上は、係長級以上の職にある者とする。ただし、施設の状況により適宜体制を再編する。なお、必要に応じ、都との合同実施とする。

(エ) 実施通知

A 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
要綱第10条の規定に基づき通知する。

B 特定子ども・子育て支援施設等
特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱第3条の規定に基づき、要綱第8条の規定の例により通知する。

(オ) その他

特別指導検査の効率化を図るため、必要に応じ、業務管理体制指導検査実施要綱第3条に規定する特別指導検査と同時に実施する。

(3) 全体計画の作成時期

指導検査を開始するときまでに策定する。

(4) 選定方針

ア 選定時点

原則として、令和6年4月1日時点で現存する施設とする。ただし、年度途中に開設した施設については、必要があると認められた場合、指導検査の対象とする。

イ 選定方法

(7) 特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等

- A 過去の一般指導検査及び特別指導検査において、指摘事項の改善が図られていない施設
- B 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から運営状況の確認を要する施設
- C 新規に開設された施設
- D 前回の指導検査から一定の期間を経過した施設
- E その他指導検査の実施が必要と判断される施設

(4) 特定地域型保育事業

児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づき、全ての施設に対して実施する。

5 関係団体等との連携

(1) 都

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「児童福祉法」という。）に基づく都の指導検査と、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく本市の指導検査を、合同実施するよう努める。

イ 前項のほか、都の指導検査に本市職員が立ち会う。

ウ 法令・制度運用に関する疑義照会等、指導検査に係る必要な情報の交換を行う。

(2) 庁内関係部課

本市が所轄庁である社会福祉法人が運営する施設の指導検査については、本市の所管課である健康福祉部地域支援課と必要な連携を行うとともに、必要な情報の交換を行う。

また、必要に応じ、庁内関係部課と連携を図る。

6 その他

幼稚園においては、「保育」は「教育・保育」と、「保育所保育指針」は「幼稚園教育要領」と、「全体的な計画」は「教育課程」と読み替える。